

令和7年第4回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表

(追加分)

資料一覧表

(令和7年12月17日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	10	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	11	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
議案	12	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11

議案第10号補助資料 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（令和8年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第11号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例等新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員等（第3条の2第2号に規定する職員を除く。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員等（第3条の2第2号に規定する職員を除く。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</p>

改正前	改正後
<u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u> (3) (略) 3~6 (略)	<u>32,300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u> (3) (略) 3~6 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に <u>100分の125</u> を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。 (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の122.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の130</u> 」とする。
4 (略)	4 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員

改正前	改正後
の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の55</u> を乗じて得た額の総額	(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の57.5</u> を乗じて得た額の総額
3・4 (略)	3・4 (略)
<u>別表第1 (第3条関係) (略)</u>	<u>別表第1 (第3条関係) (略)</u>
<u>別表第2 (第3条関係) (略)</u>	<u>別表第2 (第3条関係) (略)</u>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（令和8年4月1日施行）

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</u>	3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、 <u>同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。</u>

改正前	改正後
<p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の57.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の56.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p>5 切替日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における地域手当の月額は、改正後の第15条の2第2項第2号の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の10を乗じて得た額とする。</p>	<p>(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p>5 切替日から<u>令和9年3月31日</u>までの間における地域手当の月額は、改正後の第15条の2第2項第2号の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、<u>切替日から令和8年3月31日までの間にあっては100分の10を、同年4月1日から令和9年3月31日までの間にあっては100分の11</u>を乗じて得た額とする。</p>

議案第12号補助資料 会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(基本報酬)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の基準月額とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員について定める勤務時間と同一であるとした場合において、第4条及び第5条の規定を適用した時に決定される号給に応じた給料月額に、<u>当該額の100分の6を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(基本報酬)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の基準月額とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員について定める勤務時間と同一であるとした場合において、第4条及び第5条の規定を適用した時に決定される号給に応じた給料月額に、<u>給与条例第15条の2第2項の規定の例により計算した地域手当の月額を加算した額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>

